

The Gyousei Chosa Shimbun

<川越市>

市民女性A氏に訴えられた川合善明市長!

裁判2回目で、まさかの審理終結!

顔面蒼白の原告・川合善明市長

2022年10月20日午前10時30分、さいたま地方裁判所川越支部 の法廷に激震が走った。川台市長を侮辱罪で訴えていた市民世性A氏の 第2回口頭弁論期日となったこの日、飯塚圭一裁判長が「審理を終結しま す」と宣言したのである。

この事件は、川合市長が懲戒請求を受けたことで弁護士会に提出した弁明書に 「A氏は有力政治家から経済的援助を受けていた」等の、A氏があたかも有力政治 家と不適切な関係にあったかの印象を与える文章を書き連ねたことが「侮辱」にあた るとしてA氏が川合市長を訴えたものだ。

裁判の1回目というものは「答弁書」の提出で済まされる。この事件では、市民女 性A氏に訴えられた被告川合市長が、被告としての言い分を「答弁書」という書面 に書き、裁判所に提出する。これが第1回口頭弁論の内容となる。

そして、第2回口頭弁論期日からは、被告原告双方が裁判所に出廷して、主張の 当否について具体的に審理が開始される。この日の法廷には、原告側はA氏と代理 人・清井礼司弁護士、被告席には代理人をつけずに本人弁護に臨んだ川合善明氏 がいた。これから、また数カ月を費やして川合市長相手の口頭弁論が幕を開けたと、 A氏や支援者の誰もが心中で辟易しただろう。

ところが、入廷した飯塚裁判長は、裁判官席に着座早々、開□一番「では審理を 終結します」と明瞭に宣言したのである。これには原告代理人・清井弁護士も、A氏の 応援傍聴に参加した一般市民たち、小林薫議員、仙波敏郎氏、本紙記者も仰天し た。原告市民女性A氏の「川合市長に侮辱された事実」を訴えた訴状と3つの準備 書面、被告川合市長が提出した答弁書と2つの準備書面だけで裁判所が判断を固 めた、異例の「即決裁判」のような展開になったからだ。

この瞬間、被告席の川合市長は顔面蒼白の様相で、思わず被告席で腰を浮かせ て立ち上がり、裁判長に「あの、弁論のまとめとしての書面を…」と力ない声で訴 えた。だが、飯塚圭一裁判長は、川合市長の泣きつくような異議に対しても「審理は 终わりますので、なにか書かれてもそれは"意見"ということで、判決には関係あり ませんけども、書面を出すのはご自由にどうぞ」と、凄まじいばかりの一刀両断で 斬り捨てたのである。

2件の裁判で完全敗訴の川合市長がさらに被弾! 「即決裁判」が意味するものは?

市民女性A氏と共に自身も川合市長からスラップ訴訟を起こされているジャーナ リストの仙波敏郎氏も、傍聴席から「審理終結」を聞いて「仰天した」という。

<仙波敏郎氏>

いや、これには驚きました。裁判所が川合市長に対して「あなたの主張はもう 聞く必要がない」と言ったのと同じですからね。

結局、川合市長は、市民女性A氏や私、小林議員を訴えた別件裁判で も、毎度毎度、同じようなことを、同じ裁判官に鰻り返しているだけですから、裁 判所は、この事件を改めて審理する必要がないと判断したんだと思いますよ。

他の裁判と違って、今日、審理終結となった事件は、A氏の方が原告で川 膏 市長を訴えた裁判ですけど、すでに判決が出た2件の裁判で、裁判所はA 氏の主張の方を信用しました。だから、原告と被告の立場が逆になってもA氏 が信用されることになります。

ただ、A氏が全面的に有利とは言い切れません。A氏は川合市長の侮辱に 対して 100 万円の損害賠償請求をしましたけど、裁判所が、その請求を全額 認めるとは限らない。たとえば、被告(川合善明氏)は原告に 20 万円を払え という判決だとしたら、5分の4はA氏の敗けということになるわけです。しかし、 どっちにしても、将棋でいうなら川合市長が「詰んだ」も同態でしょう。

仙波氏の見立ては正しいだろう。それは「審理の終結」を耳にして、まるで死刑を 宣告されたかのような川合善明氏の顔面蒼白が物語っていよう。ご時世のマスクの 上からでも、川合市長の動揺は、傍聴席にいた本紙記者にもわかったほどだ。

それもそのはず、川合善明氏は、このわずか2週間前の10月6日、同じ法廷の同 じ飯塚圭一裁判長から、2つの事件で「すべての請求を棄却」とする原告川合完全 敗訴の判決を言い渡されたばかりだからである<mark>(※本紙前号記事参照)</mark>。

前2件の判決は、一連の「川合善明裁判劇場」のすべてに対する判示だと言って もいいだろう。これは非常に重要な意味を持つ。

自ら「ドミノ倒し」を招く川合市長の傲慢

川合市長が、異常な執拗さで市民女性A氏をスラップ訴訟の標的としてきた事実 を、裁判所が知らないはずはない。なにしろ、さいたま地方裁判所川越支部には合議 体がひとつしかない。つまり、川合市長関連のすべての裁判を同一の裁判官たちが 指揮している。すると、訴訟としては別事件であっても、川合市長がすべて同じ目的 で裁判を起こしていることを、裁判所は喝破したと見ていいだろう。

一介の主婦に過ぎない市民女性A氏を相手に、合計4件もの裁判を起こした川 合善明市長の目的が、自らに対するセクハラ、強制わいせつの嫌疑を叩き潰すため だということを司法は見抜いたのである。

ここで注目すべき点は、前2件の判決言い渡しにおける「判決理由」だ。

裁 判 所 は、川 合 市 長 から**「 わいせつ被 害 」** を受 けたという市 民 女 性 A 氏 の主 張 を 「証 拠 上、それなりの根 拠 が認 められる」と判 断 し、川 合 市 長 による 「わいせつ」が 「虚 偽であると断定することはできない」と認めた。川合善明という人間は、すべて、この 一 点 を否 定 するためだけに、何 重 にも裁 判 の網 をかけて市 民 女 性 A 氏 を**「 ウソつき」**

だと裁判所に認めさせたかった。だから、前2件の裁判での川合完全敗訴は、自ずと その他の川合原告裁判でも川合市長の敗訴を確定的にしたと予測していいだろう。 A氏の主張が「虚偽とはいえない」という結論が、すでに示されているからだ。

「川越市長たる自分がこれだけの訴訟をやれば、裁判所もおれの主張を認めるはず **だ」**との川合市長の愚かで邪悪な企みは、執拗にA氏を標的にしたことが仇となり、 A 氏の主張が裁判所に信用されたことで、別訴の川合裁判もドミノ倒しのように総崩 れになるはずだ。同一裁判官が、「A氏の主張は虚偽とはいえない」と判示した結論 と矛盾する判決を書くことはあり得ないからである。これは偏(ひとえ)に裁判所が 「権力者たる市長」を勝たせるはずだという、川合善明氏の傲慢さが招いた自滅へ の序章と言えよう。実際、司法は民間人よりも権力側に忖度(そんたく)すると批判 されることが多い。そもそも「市長」という権力の座だけが目的の腐敗政治家・川合 善明氏は、そうした自分の写し鏡であるかのように裁判所をみていたに違いない。 要するに川合市長は、司法を私物化できるとナメていたのだ。

「審理は終わりですが、書くのはどうぞ」 被告川合市長を法廷でバッサリ!

ここで、飯 塚 圭 一 裁 判 長 が**「審 理 を終 結とします」**と宣 言した瞬 間 の様 子 を詳しく お伝えしておこう。第2回口頭弁論の開幕と同時に閉幕という、予想だにしなかった 展開に愕然となった被告・川合善明市長。被告席でヨロヨロと腰を浮かせながら右 手を上げると「あの、弁論のまとめとしての書面を…」と力ない声で裁判長に告げた。

川合市長からすれば「まだ言い足りてないことがあるのだ」という意味である。

しかし、飯 塚 裁 判 長 は 「あの、審理は終結であとは判決ですから」と川 合 市 長 を切 り捨てた。本紙記者には、飯塚裁判長の言質にある種の苛立ちが感じられた。

「あの…」という裁判長の一間には、「言っている意味がわかってるのか?」という、 川合市長に対する怒気さえ感じられたのである。つまり、裁判所が「審理を終結す **る」**と宣言したことの重さを(弁護士で市長でもあるはずの)この被告(川合善 明)は理解できていないのか?とでもいう苛立ちだ。一般的な訴訟指揮で、裁判長 が審理の終結をいきなり宣言することは稀である。

通常は、前置きといった雰囲気の中で「原告被告とも、だいたいの主張は出そろっ たと思いますので、裁判所としては次回を最終弁論として、結審(審理の終結)と考 えていますが、よろしいでしょうか?」と、原告被告の双方に確認するという風景が見

られるものだ。そこで原告または被告が**「まだ主張し足りない」**と考えれば、裁判長に 審理の継続を要望する。裁判長によっては「そういう主旨であれば、もう1回準備書面 を出して頂けますか?」などの指示を出し、審理終結がいったん先送りにされることも ある。だが、この日の飯塚裁判長の「審理終結宣言」は、原告被告に対して同意を求 めない司法の決定である。このような訴訟指揮は非常に稀なケースで、いわば、抗う 者の言い分を撥ねつける、決然たる裁判所の意志表明だ。その決定に不服を示し、 未練がましく抵抗してみせた川合善明氏に対して、裁判長は念を押すように言って 聞かせた。

<飯塚圭一裁判長>

審理は终结ですから、なにか書かれたとしてもそれは最终弁論ではな く"意見"ということで判決には関係ありませんけど、書いて提出されるの はご自由です。

本紙記者による要旨の速記だが、裁判長は間違いなく、このように宣言したので ある。まさに「バッサリ」という表現でしか言いようのない、「被告川合善明」に対する 容赦ない態度である。川越市の最高権力者を自任する川合善明氏にとっては、最終 弁論書面を却下された以上に、裁判長のこの姿勢を目の当たりにしたことの方がシ ョックは大きかったはずである。市職員も市議たちも、選挙の際には公共事業の随意 契約でも約束すれば簡単に対抗馬を裏切ってくれる票田業者らをも支配下に置き、 「おれ様の権力になびかない者はいない」と傲り高ぶっていた川合市長の尊大なプラ イドは、ここに来て初めて司法の壁に打ち砕かれたのである。

飯塚判決による全面敗訴に「控訴」で抗う川合市長

だが同時に、川合善明氏は、前2件の被告市民女性A氏裁判で10月6日に下さ れた、**原告川合全面敗訴の判決に対して控訴**した。A 氏の主張を虚偽とは言えない と認めた、前2件の事件の「飯塚判決」は、川合市長の「セクハラ・わいせつ」を否定 できないとした内容だからである。これより前に川合市長が敗訴した裁判は、市道不 正認定の住民訴訟で原告となった市民4名(うち1名が市民女性A氏)を川合市 長が訴えた名誉毀損損害賠償請求事件だが、川合氏は自らの敗訴判決に控訴せず 事件の幕を引いた。

その事件も「A氏潰し」を企図した川合市長の卑劣な濫訴(らんそ)のひとつに 過ぎなかったものの、「A氏に対するセクハラ・わいせつ」が争点ではなかったことか ら、川合市長が控訴することはなかったのである。だが川合市長が、前2件の「飯塚 判決」を受け入れれば、自分こそウソつきだったことを認めることになる。

だから川合市長は、この日 10 月 20 日の原告A氏の裁判が即決で結審し、自分の 敗訴が濃厚となっても、飯塚判決を認めることだけはできないのである。

ところで、読者もご存じのとおり「控訴」とは、第一審の判決を不服として高等裁 判所に訴えることを言う。さいたま地方裁判所での事件が控訴されれば、東京高等 裁判所が控訴審を担当する。しかし、その控訴状は、不服のある判決を出した第一審 の裁判所に提出しなければならない。控訴を受けた一審裁判所から、控訴審裁判所 に送られるのだ。当然、今回の川合善明氏の控訴は、その判決を書いた、さいたま地 方裁判所川越支部の飯塚圭一裁判長自身に伝わるのである。

同裁判所では、いまだに3件の「川合裁判」が係争中だ。

裁判官が私情で判決を書くことはないが、川合市長が裁判所に抵抗していること は明らかに意識されるだろう。率直に言えば、同裁判所の飯塚裁判長は権力の横暴 を許さないタイプの裁判官だろう。それは、川合市長が控訴した前2件の「飯塚判 **決」の判決理由が**雄弁に物語っていると言えよう。仮にも現職市長に対して、ここま で厳しい判示を下せる裁判官は、残念ながら日本の司法では少数派である。

「権力者」川合善明氏の大誤算は、日本国憲法だけに従う真の裁判官がいること を見落としていたことかもしれない。

【日本国憲法第76条3項】

すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、 この憲法及び法律にのみ拘束される。

10 日 20 日に結審した、原告市民世性A氏・被告川台市長の、侮辱によ る損害賠償請求訴訟事件の判決は、年内 12 月 15 日に、さいたま地方裁 判所川越支部で言い渡される。

まだこれだけある「川合裁判劇場」

さて本紙では、川越市長・川合善明氏と市民女性A氏が当事者となっている裁判 を「川合裁判劇場」と呼んでいるが、現在、係争中の裁判は下記のとおりだ。

①名誉毀損損害賠償請求事件

【原告川合善明 VS 被告市民女性A氏】 ※原告川合市長により控訴(東京高等裁判所)

②名誉毀損損害賠償請求事件

【原告川合善明 VS

被告市民女性 A 氏/清水勉弁護士/出口かおり弁護士] ※原告川合市長により控訴(東京高等裁判所)

③名誉毀損損害賠償請求事件

【原告川合善明 VS 被告仙波敏郎/市民女性A氏】 係属中(さいたま地裁川越支部)

4名誉毀損損害賠償請求事件

【原告川合善明 VS 被告小林薫議員】 係属中(さいたま地裁川越支部)

⑤侮辱による名誉毀損損害賠償請求事件

【原告市民女性A氏 VS 被告川合善明】 審理終結「12月 15日」判決言い渡し(さいたま地裁川越支部)

⑥セクハラ・わいせつ行為に関する証拠隠滅加担による損害賠償請求事件 【原告市民女性A氏 VS 被告三上喜久蔵議員】 係属中(さいたま地裁川越支部)

本稿をしてここまで紙幅を費やして、なお終わりが見えない「川合裁判劇場」とな っているが、控訴となった①②の事件は来春にも決着がつくだろうと思われる。

というのも、控訴は始まるまでの手続きで時間がかかるものの、一審判決を覆すよ うな新たな証拠でもない限り、事実上、1回で結審することが通常だからだ。原告川 合市長の全面敗訴事件は、もともと客観的証拠(物証的な証拠)がない事件であ る。このような事件では、裁判官の**「自由心証主義」**に基づいて、一審判決を誤りと する理由がない。おそらく川合市長の控訴はすべて棄却されるだろう。

ただし、川合市長は、それをわかった上でも控訴しなければならなかったのだ。A氏 へのセクハラ・わいせつ行為の事実だけは、絶対に認める訳にはいかないのである。

残るは③、4、5、6の事件についてだが、5は本稿既報のとおり審理終結、判決 待ちとなった。

①②事件を控訴した川合市長は、市民女性A氏の軍門に下るまいとの 一心で、争点がセクハラ・わいせつに関わらない⑤事件でも、部分的でも敗訴すれば 控訴すると思われる。川合市長のA氏に対する異常な敵愾心からすれば、「侮辱」の 程度が低いと判決されて損害賠償金の金額が下がったとしても、「A氏にだけは一 円たりとも払いたくない」と争い続けるだろうからだ。

ましてA氏の代理人は、司法修習時の旧友でもあった清井礼司弁護士だ。判決が 確定して損害賠償金を支払うときは、実務上、川合市長は嫌でも清井弁護士の指 定銀行口座に振り込むことになる。そのようなことは、自尊心が異常肥大しているよ うな川合善明氏には耐え難い屈辱だ。

「無駄に長い」 だけの妄想に等しい川合準備書面

では川合市長は、残る事件を勝ち抜く弁論が出来ているのだろうか?

控訴した①②事件は、川合市長の代理人弁護士がついている(おそらく嫌々な がらの受任だろう)が、⑥の被告三上事件以外はすべて川合善明氏自身が本人弁 護で続行している。

言い方を変えれば③④⑤の事件は**「弁護士・川合善明」**の手腕が問われる裁判と なる。そこで、川合裁判では「被告席の常連」という不名誉に甘んじている、小林薫 氏(川越市議会議員)に話を聞いてみた。

本紙:おさらいになりますが、

今回の裁判で川合市長は、小林議員の何が不法行為だと訴えたのですか?

小 林: 仙 波 さんの請 願 紹 介 議 員 になったことと、その請 願 に質 成した議 場 での発 言 (請願質成討論)の内容や、「議会だより」に掲載された請願を、私自身のブロ グに転載したことが違法だそうですよ(笑)。

本紙: それが不法行為で名誉毀損になると、川合市長はどのように立証しているん ですか?

小林: それがね、市長が何を言っているのか、まったくわからないんだよ。20 ページも 分量がある準備書面に川台市長が書き連ねているのは、私を訴えた内容と 直接関係がない、妄想みたいなことばかりなんですから。

そう言って小林議員は、首を捻りながら「原告川合善明」が書いた分厚い準備書 面を見せてくれた。それは、法律の素人である本紙記者がざっと一読しただけでも、 この裁判で小林議員を訴えた行為について書かれた段落がほとんどない、事件当事 者ではない人物をあげつらうような記述が並んだ異様な文書であった。

川合市長の主張の概要を一言でいえば「被告(小林)の言っていることは、全部、 悪意のある作り話でウリだ」ということになるのだが、そもそもこの事件で川合市長 は、小林議員が「仙波氏の請願紹介議員になったこと」「請願賛成討論の内 容をブログに転載したこと」が不法行為だと訴えたのだ。要するに、議員が請願 紹介人になることや、議員が議場で発言したことをそのまま議員活動として広報す ることの違法性を立証することが「川合弁護士」の仕事でなければならない。

ところが、川合市長の書面では「川越市長の自分を失脚させようとする軍団がいる のだ」というような、意味不明のことが 20 ページにもわたって長々と書き連ねられて いるだけで、小林議員の議場発言やそれをブログに転載したことの違法性を説く記 述が存在しないのである(川合善明氏の空虚な主張内容は割愛する)。

ただこれは、一連の「川合裁判劇場」に共通する特徴である。川合善明という人 物は「自分が弁護士である以上、その主張には法的根拠が確立されている **のだ」**とでもいう、ほとんど**「妄想」**に等しい考えに憑りつかれているようだ。

同じように川合市長は**「自分は、なんら罪に問われることなどしていない」**と 自己暗示をかけ続けた挙句に、公私の別も善悪の判断も出来なくなった「堕ちた弁」 **護 士 市 長亅**となったのかもしれない。